

新発田市燃油価格高騰対策事業者支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、昨今の燃油価格高騰により厳しい経営状況に置かれている事業者に対し、予算の範囲内で新発田市燃油価格高騰対策事業者支援金(以下「支援金」という。)を交付するものとし、その交付に関し、新発田市補助金等交付規則(昭和33年新発田市規則10号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者)

第2条 支援金の交付の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 市内に本社又は本店等がある法人であって、建設業、製造業又は運輸業を営む者のうち常時雇用する従業員が19人以下であるもの
- (2) 支援金の申請時点で事業を行っており、今後も事業継続の意思があるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の対象としない。

- (1) 事業者又は事業者の役員、従業員等が、暴力団(新発田市暴力団排除条例(平成24年新発田市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(新発田市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- (2) 宗教的目的又は政治的目的をもって事業を行っているとき。
- (3) 事業内容が公序良俗に反すると認められるとき。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、一事業者につき3万円とする。

(交付申請等)

第4条 支援金の交付を受けようとする事業者は、新発田市燃油価格高騰対策事業者支援金事業交付申請書兼請求書(別記1号様式)(次条第1項において「交付申請書兼請求書」という。)に必要書類を添えて、令和8年12月25日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、特に必要と認めるときは、前項に規定する期限を変更することができる。

(交付の可否の通知等)

第5条 市長は、交付申請書兼請求書の提出があったときは、これを審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、支援金の交付を可としたときは、新発田市燃油価格高騰対策事業者支援金交付決定通知書兼確定通知書(別記第2号様式)により、支援金の交付を否としたときは、新発田市燃油価格高騰対策事業者支援金不交付決定通知書(別記第3号様式)により、当該事業者に通知するものとする。

(支援金の支払)

第6条 支援金は、事業者が指定した預貯金口座に振込を行うことにより支払うものとする。

(交付の取消し等)

第7条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付を取り消すことができる。

- (1) 第2条第1項各号に規定する事業者には該当しないと判明したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
- (3) 第2条第2項各号のいずれかに該当すると判明したとき。
- (4) その他市長が交付を取り消すことが必要であると判断したとき。

2 前項に規定する場合において、市長は、既に支援金が交付されているときは、支援金を返還させることができるものとする。

(要綱の廃止)

第8条 市長は、社会情勢の変化等により、支援金の必要がなくなったと判断するときは、この要綱を廃止することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月6日から施行する。